

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月28日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第2号

新潟市消防局事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市消防局事務専決規程（昭和57年新潟市消防局訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2のうち規制指導課の表1の項第27号中「政令第23条の規定により製造所等の位置、構造及び設備について基準の特例を認定すること。」を「政令第23条の規定により製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）の設置及び特定事業所の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）の変更に係る位置、構造及び設備について基準の特例を認定すること。」に改める。

別表第3の1の項中第31号を第32号とし、第28号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、同項第27号の次に次のように加える。

(28) 政令第23条の規定により移動タンク貯蔵所の設置及び製造所等（特定事業所の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）を除く。）の変更に係る位置、構造及び設備について基準の特例を認定すること。	○			
--------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--	--	--

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。